

# 生前贈与について

令和3年10月 社会福祉士 A

10月12日の読売新聞朝刊に「生前贈与」についての記事が掲載されていました。  
それをもとに皆様の参考までにポイントのみ簡単にまとめてみました。

## 1. 生前贈与とは

自分が生きているうちに自分の財産を家族などに贈与することです。

## 2. 生前贈与のメリット

\* 相続税の節税になる。

一人につき年間110万円まで贈与税がかからない。

(毎年計画的に贈与することを「暦年贈与」と云います。)

\* もらった人の喜ぶ姿が観れる。

\* 子供や孫たちがお金を必要とするタイミングで資産を活用できる。

\* 自分の意志で自由に受取人を選び贈与することが出来ます。

(相続の場合は、遺言書で指定しない限り、法定相続人がその財産を相続することになります。生前贈与はこのようなルールはありません。)

## 3. 生前贈与の特例措置

結婚・子育て・住宅の取得の費用、教育資金についても非課税で贈与できる。

例えば、教育資金の場合は、年齢や所得制限があるが、1500万円まで1度に贈与できます。

但し、教育資金に使った事を証明することが必要で領収書などの提出が必要です。

## 4. 生前贈与活用の注意点

\* 贈与する際は、される人との間に贈与契約書などを作成しておく。

(口座をコソコソ作り暦年贈与をしてもされる側が知らなければ暦年贈与とは認められず相続税の対象になってしまいます。)

\* 暦年贈与は、贈与する人が亡くなる直前の3年間分は相続財産に加算されますので、贈与は早い目に計画的に行う必要があります。

\* 老後に必要と予測される費用は、残しておく。

\* 親族間の争いにならない様、十分に配慮する必要があります。

以上